

横浜市行政不服審査会答申
(第151号)

令和7年2月5日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、横浜市旭福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づき審査請求人に支弁した生活保護費の一部について返還を求め、かかる返還金について法第 77 条の 2 第 1 項に基づき令和 5 年 1 月 30 日付け生活保護費用徴収金決定処分（旭生支第▲号。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人に係る令和 3 年 7 月 16 日付け保護開始決定処分（旭生支（決定）第▲号。以下「本件開始決定」という。）は、審査請求人の意思を無視して行ったものであり、保護開始そのものが人権侵害である。また、本件処分において徴収の対象となっている病院の日用品費やおむつ代について、病院は余剰金があると言っており、徴収金額に誤りがある。
- (2) 処分庁は、「審査請求人の申請意思を確認した。」としているが、一方で、審査請求人には意思能力がないとして成年後見区長申立てを行っており、審査請求人の意思能力評価が矛盾している。
- (3) 処分庁は、「審査請求人は、字を書くことができなかつたため申請書の代筆をした。」としているが、審査請求人は現在まで字を書けなかつたことはない。また、区の担当者が代筆しているのにもかかわらず、生活保護法による保護申請書の「保護を受けようとする者との関係」が「代筆」ではなく「本人」と書かれていて不当である。

4 処分庁の主張の要旨

審査請求人から生活保護受給の申請意思を確認し、審査請求人において自らの資産活用ができず、最低生活維持困難であると判断したため、本件開始決定を行った。

その後、審査請求人において自らの資産を活用できるようになったと判断し、令和4年11月28日に、同年12月1日を廃止日とする生活保護の廃止決定を行った（旭生支（決定）第▲号）。

審査請求人が保護開始時より最低生活維持を行うのに十分な預貯金を有していたため、法第63条に基づき令和5年1月30日付けで生活保護費用返還金決定処分（旭生支第▲号。以下「本件返還決定」という。）を行い、これと同時に本件処分を行った。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第4条第1項は、次のとおり規定する。

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

イ 法第4条第3項は、次のとおり規定する。

「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」

ウ 法第19条第1項は、次のとおり規定する。

「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」

エ 法第 19 条第 4 項は、次のとおり規定する。

「前 3 項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」

オ 法第 63 条は、次のとおり規定する。

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

カ 法第 64 条は、次のとおり規定する。

「第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」

キ 法第 77 条の 2 第 1 項は、次のとおり規定する。

「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」

ク 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、次のとおり規定する。

「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」

ケ 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 111 号。）第 1 項第 16 号及び第 20 号は、次のとおり規定する。

「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 4 項及び第 55 条の 4 第 2 項(同法第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)、…の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(16) 法第 63 条の規定による費用の返還に関すること。

(20) 法第 77 条から第 78 条の 2 までの規定による費用等の徴収に関すること。」

コ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。) IV-3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」とする。

サ 「「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成 30 年 9 月 28 日付社援発 0928 第 2 号)」の一部改正について(平成 30 年 10 月 10 日社援保発 1010 第 1 号・厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。)「2 法第 77 条の 2 に基づく費用徴収決定について」は、「法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)第 22 条の 3 により、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」は、法第 63 条の費用返還額を法第 77 条の 2 第 1 項の徴収金として徴収することができず、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等が該当する。」とする。

(2) 認定した事実

- ア 処分庁は、令和3年7月6日、●病院から、審査請求人に約460万円の医療費の滞納がある旨の通報を受けた。
- イ 処分庁は、令和3年7月9日、●病院を訪問し、審査請求人に「保護のしおり」を交付し、生活保護制度の概要について説明した上で、審査請求人の保護申請意思を確認し、医師及び医療ソーシャルワーカー立ち会いの下で処分庁の職員が保護申請書を代筆した。
- ウ 処分庁は、令和3年7月16日、審査請求人について、同月6日を開始日とする本件開始決定を行った。
- なお、審査請求人には、約1,900万円の預貯金及び約3,000万円の不動産があったが、保護申請時点で審査請求人の医療費等の滞納額は約460万円に上り、滞納期間が3年を超えて（最終支払い日は平成31年4月）おり、審査請求人がこれらの資産を活用することができない（これらの資産を管理していた審査請求人の長男及び長女による経済的虐待が疑われていた）状況であったことから、処分庁は本件開始決定を行ったものである。
- エ 処分庁は、令和4年11月22日、審査請求人の長男及び長女から、滞納していた入院費の一括支払いを行った旨のFAXを受領し、●病院に連絡して入金確認を行った。
- オ 処分庁は、令和4年12月1日、審査請求人が資産を活用できる状態になったと判断し、生活保護を廃止した。
- カ 処分庁は、審査請求人に対し、本件開始決定以降、生活保護を廃止するまで、合計8,610,947円の生活保護費を支弁した。
- キ 処分庁は、令和5年1月30日、医療費の自己負担額を鑑み、審査請求人に対し、上記生活保護費の一部である2,462,487円について本件返還決定を行うとともに、かかる返還金について本件処分を行った。

(3) 争点に対する判断

- ア 本件の判断枠組みについて

法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「返還金決定処分」という。）は、保護の実施機関が、被保護者の状況を踏まえて、保護費の返還の要否及びその範囲について判断するものであり、法第77条の2第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（以下「徴収金決定処分」

という。) は、法第 63 条決定により発生した返還金という公債権について、公債権の管理者が、公債権の適正な管理という観点から、強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらはそれぞれ別個の処分と解される。そして、返還金決定処分に対しては、保護の決定又は実施に関する事務に関する処分として、法第 64 条の規定により、都道府県知事に対する審査請求をすることができ（審査請求前置の定めがある。）、徴収金決定処分に対しては、法第 64 条の規定の適用はなく、行政不服審査法の原則に従って審査請求をすることができる（審査請求前置の定めはない。）。このように、返還金決定処分と徴収金決定処分とは、それぞれ保護費の返還に向けた一連の手続とみることができるものであるとしても、返還金決定処分は、被保護者の状況を踏まえ、実施機関において返還の要否や範囲を判断するものであって、徴収金決定処分は、公債権の管理の観点から、公債権の管理者において強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらの趣旨、目的が共通するものとは解し難い。また、これらの処分については、それぞれ不服申立ての方法が定められていて、返還金決定処分に対する不服申立てにおいて、同処分における返還金の額について争うことが可能である以上、徴収金決定処分においては、返還金決定処分における返還金の額の相当性等、法第 63 条の要件を検討することは予定されていないというべきである（横浜地方裁判所令和 6 年 7 月 31 日判決）。

したがって、徴収金決定処分である本件処分の違法性についての争点は、法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き該当性、すなわち、本件において規則第 22 条の 3 該当性が認められるか否かとなる。以下、これについて判断する。

イ 規則第 22 条の 3 の趣旨

法第 77 条の 2 第 1 項括弧書きの「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。」について、規則第 22 条の 3 は、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときをいう旨を定めており、これは文理上、保護金品を交付すべき時点において、保護の実施機関の責めに帰すべき事由がある場合をいうものと解される。なお、取扱通知においても、保護金品の

交付前の時点での行為が例示されているところ、これは規則第22条の3の解釈として合理的なものといえる（横浜地方裁判所令和6年7月31日判決）。

ウ 本件処分について

(ア) 処分庁は、令和3年7月6日、●病院から、審査請求人に約460万円の医療費の滞納がある旨の通報を受け、同月9日に同病院を訪問し、同日付けの申請により、本件開始決定を行っている。そして、処分庁がこの医療費の滞納状態の解消を確認することができたのは、令和4年11月22日に、審査請求人の長男及び長女から滞納していた入院費の一括支払いを行った旨のFAXを受領し、同病院に連絡して入金確認を行った時点である。

そうすると、処分庁は、本件処分で徴収の対象となっている令和3年7月6日から令和4年11月30日までの保護費の支給時点において、資産を活用できず最低生活を維持することが困難な審査請求人に対して生活保護費を支給すべき状況にあったといえるから、保護費の支給については、適切な判断がなされている。

したがって、本件において、処分庁に適正運営通知IV-3及び取扱通知2に定めるような保護実施機関の帰責事由があったとは認められない。

(イ) 審査請求人は、本件開始決定は審査請求人の意思を無視して行ったものである、処分庁が「審査請求人の申請意思を確認した。」としている一方で、審査請求人には意思能力がないとして成年後見区長申立てを行っており、審査請求人の意思能力評価が矛盾しているなどと主張する。かかる審査請求人の主張は、本件開始決定そのものが違法無効であり、それに基づく保護金品の交付について処分庁に保護実施機関の帰責事由があるとの趣旨であると思料する。

しかし、処分庁は、令和3年7月9日、●病院からの連絡を受けて審査請求人と面談し、その場で「保護のしおり」を審査請求人に交付した上で審査請求人の生活保護申請意思を確認し、医師等も立ち会う中で保護申請書の代筆が行われていること、当該時点で審査請求人は当該病院に長期入院しており、自ら金銭出納を行って滞納金を支払うことには困難であったこと、保護申請時点で審査請求人の医療費等の滞納額

は約 460 万円に上り、滞納期間が 3 年を超えて（最終支払い日は平成 31 年 4 月）おり、病院から退去を求められてもやむを得ない状況であったこと、保護申請と区長による成年後見申立てでは時点が異なること等を考えれば、本件開始決定が審査請求人の意思を無視したものであったとは認められない。なお、保護申請が代筆されたものであることは、上記判断を左右するものではない。

したがって、本件開始決定が無効なものであるとも、かかる決定に基づき処分庁が保護金品を交付したことについて、処分庁に保護実施機関の帰責事由があるともいえない。

(ウ) その他、本件審査請求に現れた事実関係を検討しても保護金品を交付した処分庁に保護実施機関の帰責事由を認めるべき事情は見当たらない。

よって、法第 77 条の 2 第 1 項括弧書を受けた規則第 22 条の 3 該当性は認められず、本件処分が違法とは認められない。

(エ) なお、審査請求人は、本件処分において徴収の対象となっている病院の日用品費やおむつ代について、病院は余剰金があると言っており、徴収金額に誤りがあるとも主張しているが、当該主張は返還金の額の相当性について争う主張であり、法第 63 条に基づく返還金決定処分の違法性を主張するものであると認められるから、前記アのとおり、徴収金決定処分を争う本件審査請求においては判断の対象とならない。

エ その他、本件において、本件処分を違法又は不当として取り消すべき理由は見当たらない。

(4) 結語

以上によれば、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されることが相当である。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年3月30日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年4月19日	・弁明書等の受理
令和5年4月21日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年5月16日	・反論書の提出期限に係る上申書の受理
令和5年5月19日	・反論書の受理
令和5年5月24日	・反論書等の送付
令和5年6月14日	・反論書の取下げに係る上申書の受理 ・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和5年7月19日	・提出書類等の閲覧等の決定
令和5年7月23日	・反論書等の提出期限に係る上申書の受理
令和5年8月25日	・反論書等の提出期限に係る上申書の受理
令和5年8月30日	・反論書等の提出期限等に係る通知の送付
令和5年9月5日	・反論書及び証拠書類の返却に係る上申書の受理
令和6年1月4日	・追加弁明書等の提出依頼
令和6年1月9日	・反論書等の提出期限に係る上申書の受理
令和6年1月25日	・再弁明書等の受理
令和6年2月9日	・再弁明書の送付及び反論書等の提出依頼等
令和6年3月5日	・反論書等の提出再依頼 ・口頭意見陳述実施等通知の送付
令和6年3月18日	・反論書の提出期限に係る上申書の受理
令和6年3月19日	・口頭意見陳述の実施（事前連絡なく審査請求人欠席。 口頭意見陳述終了後、口頭意見陳述の欠席等に係る連絡書の受理）
令和6年3月22日	・反論書等の提出期限等に係る上申書（再弁明書の再提出の申出あり）の受理
令和6年3月25日	・再弁明書の再提出の申出等に対する回答の送付
令和6年4月4日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和6年4月10日	・提出書類等の閲覧等に係る照会書の送付

令和6年4月22日	・提出書類等の閲覧等に係る意見書の受理
令和6年4月25日	・提出書類等の閲覧等の決定
令和6年5月31日	・反論書等の提出期限等に係る通知の送付
令和6年6月19日	・反論書等の提出期限に係る上申書の受理
令和6年6月20日	・反論書の提出期限に係る上申書別紙の受理
令和6年7月29日	・反論書等の提出期限通知
令和6年8月13日	・反論書の受理
令和6年8月27日	・反論書の送付
令和6年10月25日	・審理手続の終結
令和6年10月31日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

執行停止の手続の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和5年8月4日	・執行停止申立書の受理
令和5年8月14日	・執行停止申立書の送付及び意見書の提出依頼
令和5年9月7日	・意見書の受理
令和6年1月15日	・執行停止申立てに対する決定通知

« 参考 3 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和6年11月12日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和6年12月6日	・主張書面の提出及び提出資料の閲覧等の求めに関する要望の受理
令和6年12月10日	・調査審議
令和6年12月10日	・主張書面の提出及び提出資料の閲覧等の求めに対する連絡文書送付
令和7年1月22日	・主張書面の提出期限延期に関する上申書受理
令和7年1月27日	・主張書面の提出期限延長を求める理由に関する事務局

	からの連絡文書送付
令和7年1月31日	・「令和7年1月20日付上申書の詳細」と題する文書の 受理